

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第14項の規定に基づき公表する。

令和3年4月30日

秋田県監査委員 小松 隆 明
 秋田県監査委員 三浦 茂 人
 秋田県監査委員 高橋 洋 樹
 秋田県監査委員 川村 和 夫
 財 務 課 31
 令和3年4月16日

秋田県監査委員 小松 隆 明
 秋田県監査委員 三浦 茂 人
 秋田県監査委員 高橋 洋 樹
 秋田県監査委員 川村 和 夫
 様

秋田県知事 佐竹 敬久

財政的援助団体等の監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和3年3月16日付け監委-673で報告のあったこのことについて、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

監査箇所名	田沢湖高原リフト株式会社	所管課名	観光戦略課
監査年月日	令和3年1月15日		
(指摘事項)			
1 入札及び契約の事務取扱要領により250万円を超える契約は契約書を作成することとなっているが、契約書が作成されていないものがあるので、今後は適切に処理すること。 2 入札及び契約の事務取扱要領により100万円を超える契約は検査調書を作成することとなっているが、検査調書が作成されていないものがあるので、今後は適切に処理すること。			
(所管課措置状況)			
1 今後は、入札及び契約の事務取扱要領に基づき、契約金額に応じて契約書を作成し適切に契約手続きを実施するよう指導してまいります。 また、入札及び契約手続き全般について社員の理解を深めるため、研修等により周知を図る機会を設定させます。 2 今後は、入札及び契約の事務取扱要領に基づき、必要な検査を行い適切に契約手続きを実施するよう指導してまいります。			
監査箇所名	一般財団法人秋田県建築住宅センター	所管課名	建築住宅課
監査年月日	令和3年1月18日		
(指摘事項)			
通勤手当の算定方法に誤りがあるので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切に処理すること。			
(所管課措置状況)			
会計処理や事務処理に関する指導を徹底するとともに、適宜、確認を行ってまいります。			